

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況

1. 人に対する事故

(単位:件(人))

年度		17	18	19	20	21
区分						
死	散布中	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用	6 (6)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	3 (3)
	小計	6 (6)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	3 (3)
中	散布中	11 (26)	8 (11)	10 (26)	7 (38)	8 (42)
	誤用	12 (12)	11 (17)	9 (9)	9 (24)	16 (34)
	小計	23 (38)	19 (28)	19 (35)	16 (62)	24 (76)
計		29 (44)	25 (34)	19 (35)	19 (65)	27 (79)

(注) 集計した事故には、発生時の状況が不明のものも含む。

区分欄の「誤用」は、誤飲・誤食等を指し、自他殺は含まない。散布中以外の事故を含む。

(原因別)

年度		17	18	19	20	21
区分						
マスク、メガネ、服装等装備不十分		3 (3)	5 (5)	2 (2)	2 (2)	1 (1)
強風中や風下での散布等本人の不注意		2 (2)	5 (5)	4 (4)	1 (2)	0 (0)
長時間散布や不健康状態での散布		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
防除機の故障、操作ミスによるもの		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
散布農薬のドリフトによるもの		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (23)	2 (2)
農薬使用後の作業管理不良		5 (20)	2 (4)	2 (18)	4 (16)	5 (39)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食		5 (5)	5 (11)	3 (3)	7 (16)	6 (6)
薬液運搬中の容器破損、転倒等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (5)	3 (9)
その他		6 (6)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	4 (16)
原因不明		7 (7)	7 (8)	6 (6)	1 (1)	6 (6)
計		29 (44)	25 (34)	19 (35)	19 (65)	27 (79)

2. 農作物、家畜等に対する被害

(単位:件)

年度		17	18	19	20	21
被害対象						
農作物		16	6	8	17	8
家畜		1	0	0	0	0
蚕		0	0	0	0	0
蜜蜂		1	4	2	2	5
魚類		9	11	8	5	6
計		27	21	18	24	19

3. 自動車、建築物等構造物に対する被害

(単位:件)

年度		17	18	19	20	21
被害対象						
自動車		1	0	1	0	0
建築物		0	0	0	0	0
その他		6	4	0	1	1
計		7	4	1	1	1

1. 人に対する事故および被害の発生状況

原因	発生月	使用現場の区分*1	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
マスク、メガネ、服装等装備不十分	H22年2月	農業	視力低下、眼の周囲の腫れ。	不明	60～79歳	1	農薬が目に入った。	・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用する。
散布農薬のドリフトによるもの	H21年4月	農業	悪心。	中軽症	60～79歳	1	農薬の使用後、圃場に隣接する民家の住人の気分が悪くなった。	・住宅地等の周辺では農薬の使用回数や使用量の削減に努めるよう植栽管理を行う。 ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・薬剤が飛散しないよう風速や風向き等に注意する。 ・農薬を散布する場合は、周辺住民等の関係者に事前に連絡する。
	H21年6月	農業	めまい、頭痛、意識障害。	重症	20～39歳	1	農薬散布の前に周知を行っていたが、周辺住民が体調不良を訴えた。	・住宅地等の周辺では農薬の使用回数や使用量の削減に努めるよう植栽管理を行う。 ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・薬剤が飛散しないよう風速や風向き等に注意する。
農薬使用後の作業管理不良	H21年4月	農業	悪心。	不明**2	40～59歳	1	土壌くん蒸剤（D-D：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	・土壌くん蒸剤は被覆を完全に行う。
			眼の痛みなど。	不明**2	成人	2		
	H21年7月	農業	眼の痛み。	中軽症	不明	2	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆が不十分だったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	
	H21年10月	農業	眼、のどの痛み、頭痛など。	中軽症	0～19歳	5	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分が周辺の住宅地に流入し、住民が体調不良を訴えた。	
				中軽症	20～39歳	4		
			眼、のどの痛み、頭痛など。	不明**2	0～19歳	8		
			不明**2	20～39歳	12			
			不明**2	60～79歳	3			
H22年1月	農業	眼、のどの痛み。	不明**2	成人	1	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。		
H22年2月	農業	息苦しさ。	軽症	60～79歳	1	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。		

保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	H21年5月	農業	詳細不明。	軽症	80歳～	1	認知症の方が散布準備中の農薬を誤食した。	・農薬を使用する際には、農薬散布作業従事者以外の者が触れることがないよう農薬の管理に十分注意する。
	H21年6月	その他	吐き気、去痰不全。	死亡	80歳～	1	農薬を栄養剤の容器に移し替えて保管したため、誤飲した。	・農薬を他の容器（飲食物の空き容器等）へ移し変えない。
	H21年8月	農業	悪心、嘔吐。	中軽症	80歳～	1	農薬を飲料と並べて保管したため、誤飲した。	・農薬は飲食物と分けて保管する。
	H22年1月	その他	詳細不明。	軽症	40～59歳	1	農薬を飲料と同じ冷蔵庫で保管したため、誤飲した。	
	H22年2月	その他	縮瞳、下痢。	中軽症	80歳～	1	農薬を関係者以外が容易に立ち入り出来る場所で保管したため、認知症の方が誤飲した。	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
	H22年3月	その他	悪心。	不明	40～59歳	1	清掃作業中に棚に置いていた農薬（CYAP・DDVP：劇物）が落ちて破損したため、農薬の揮発成分で作業者が体調不良を訴えた。	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。 ・破損しやすい容器に入った農薬は、高所など落下しやすい場所での保管を避ける。
薬液運搬中の容器破損、転倒等	H21年4月	農業	頭痛、嘔吐、下痢、腹痛。	中軽症	40～59歳	1	農薬を運搬中に容器が倒れ、漏洩した農薬が付着した食品を食べた。	・農薬は飲食物と分けて運搬する。 ・倒伏・転落による容器破損や漏洩を防止するため、固定して積載する、緩衝材で保護する等、管理には十分注意する。
	H21年6月	農業	眼、のどの痛み、鼻水、頭痛など。	中軽症	0～19歳	4	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の容器を不安定に積んだため、運搬中に落下して容器破損。土壌くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。	・倒伏・転落による容器破損や漏洩を防止するため、固定して積載する等管理には十分注意する。
			眼、のどの痛み、鼻水、頭痛など。	不明**2	成人	3		
H21年8月	農業	眼、のどの痛み。	軽症	80歳～	1	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の容器を不安定に積んだため、運搬中に落下して車両と接触し、容器破損。土壌くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。		

その他	H21年4月	その他	眼の痛みなど。	不明※2	成人	4	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）が残っていることを伝えずに廃棄物処理業者に容器の処理を依頼したため、容器の処理時に土壌くん蒸剤の揮発成分が作業場に拡散した。	・農薬は余らないように計画的に購入し、使いきるよう努める。 ・農薬が入った容器を処理する際には、農薬が容器内に残っている旨を廃棄物処理業者に知らせる。
	H21年7月	その他	眼、のどの痛み。	軽症	20～39歳	3	土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）が保管されていることを知らずに家屋を解体したため、容器破損。土壌くん蒸剤の揮発成分で作業員が体調不良を訴えた。	・農薬は余らないように計画的に購入し、使いきるよう努める。 ・使用残農薬や不要になった農薬は廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
				軽症	40～60歳	1		
	H21年11月	その他	眼の痛み。	軽症	成人	7	ごみ処理施設において、作業員がビンの入ったビニール袋を開けたところ、異臭がして作業員が体調不良を訴えた。原因として農薬が疑われた。	
H21年12月	その他	吐き気。	中軽症	20～39歳	1	農薬を服用した患者から農薬容器を取り上げる際に暴露した。	・患者を受け入れる際には、事前にできるだけ情報入手し、必要に応じて手袋等の防護装備を着用する。	
原因不明	H21年6月	不明	嘔吐、咽頭痛	不明	60～79歳	1	農薬と疑われる除草剤の服用による中毒症状と考えられる。	・農薬を他の容器（飲食物の空き容器等）へ移し変えない。 ・農薬は飲食物と分け、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
	H21年7月	不明	胃、小腸、びらんの出血、両肺うっ血。	死亡	60～79歳	1		
	H21年8月	不明	詳細不明。	軽症	60～79歳	1	農薬の服用による中毒症状と考えられる。	
	H21年12月	不明	詳細不明。	重症	60～79歳	1		
	H21年8月	不明	詳細不明。	死亡	80歳～	1		
	H22年2月	不明	嘔吐、流涙、気道分泌亢進、失禁。	中軽症	60～79歳	1		

※1 使用現場の区分とは、農業現場での使用を「農業」、それ以外を「その他」としています。

※2 医療機関を受診していないため、中毒の程度は不明です。

2. 農作物・家畜等に対する被害の発生状況

被害対象	発生日	被害状況	被害発生時の状況	防止策
農作物	H21年5月	稲の黄変・枯死。	殺虫剤と誤認して除草剤を使用した。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、適正に使用する。 ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・薬剤が飛散しないよう風速や風向き等に注意する。
	H21年7月	稲の変色・枯死。	隣接する土地で用いた除草剤が飛散した。	
	H21年8月	稲の変色・枯死。	用水路脇に散布した除草剤が飛散した。	
	H21年6月	レタスの葉枯れ。	隣接する圃場で用いた除草剤が飛散した。	
	H21年6月	稲の枯死。		
	H21年7月	稲の枯死。		
	H21年9月	きくの成長点が黄化。		
	H21年12月	キャベツの変色。		
みつばち	H21年5月	防除時にみつばちが斃死。	農薬散布の事前周知を行ったが、養ほう家が退避を行わなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に養ほう家に農薬使用の情報を提供し、農薬を散布する時は養蜂家に巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策をとるよう促す。 ・養ほうが行われている地区では、みつばちの巣箱およびその周辺にかからないよう、飛散に注意する等、みつばちの危害防止に努める。 ・耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に養ほう家に農薬使用の情報を提供し、農薬を散布する時は養蜂家に巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策をとるよう促す。 ・養ほうが行われている地区では、みつばちの巣箱およびその周辺にかからないよう、飛散に注意する等、みつばちの危害防止に努める。
	H21年6月	防除時にみつばちが斃死。	防除時に圃場脇のみつばちの巣箱を見落としした。	
	H21年8月	防除期間中にみつばちが斃死。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬使用との因果関係は不明であるが水稲の害虫防除時期にみつばちの斃死が発生した。 なお、耕種農家と養ほう家の情報交換は行われていなかった。 	
	H21年8月	防除期間中にみつばちが斃死。		
	H21年8月	防除期間中にみつばちが斃死。		
魚類	H21年8月	魚類の斃死。	不要になった農薬を水路に廃棄した。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
	H21年9月	魚類の斃死。	使用残農薬を河川に廃棄した。	
	H21年4月	魚類の斃死。	農薬との因果関係は不明であるが河川水及び魚類の死骸から農薬が検出された。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。 ・農薬を散布する時は、事前に、散布液調整槽の排水弁もあわせて、防除に用いる器具を点検し、農薬が河川に流出しないよう十分注意する。
	H21年5月	魚類の斃死。	農薬との因果関係は不明であるが河川水及び魚類の死骸から農薬が検出された。	
	H21年6月	魚類の斃死。	農薬との因果関係は不明であるが河川水及び魚類の死骸から農薬が検出された。	
	H21年9月	魚類の斃死。	散布液調整槽の排水弁を十分に閉めていなかったため、散布液が水路に流出した。	

3. 自動車、建築物等に対する被害の発生状況

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	防止策
その他	H21年4月	飼い犬が嘔吐。	除草剤を散布した圃場畦畔の雑草を誤って食べたため、散歩中の飼い犬が中毒症状を呈した。	<ul style="list-style-type: none">・農薬を散布する場合は、周辺住民等の関係者に事前に連絡する。・農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立て札を立てる等により、関係者以外の者が立ち入らないようにする。